

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

岩手国民年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私が昭和 62 年に会社を退職した後に、先の東日本大震災で亡くなった母が私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料についても亡き母が納めてくれていた。

私宛てのねんきん特別便か、ねんきん定期便により、国民年金保険料が納付されていない期間があると通知を受けた際、亡き母から、申立期間当時の保険料の領収書を持っていると聞いていたので、その旨を記載して回答を出したが、被災して、今は何も無くなった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は短期間である上、申立人の国民年金加入期間における国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みであり、複数回にわたる厚生年金保険からの切替手続も適正に行われている。

また、申立人の申立期間前後の国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の亡き母及び亡き父は、保険料を完納しており、申立人一家の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 11 月 4 日に払い出されていることが確認できることから、申立人の亡き母が申立人の国民年金の加入手続を行った時点において、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直前の保険料が過年度納付されていることから考えると、引き続き申立期間の保険料を未納のままとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

私は短期大学を卒業した20歳の頃、亡き母が経営する仕事を手伝っていた。その亡き母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていた。

また、亡き母は、税金などの納めるべきものは銀行などを通じて必ず納めており、私の国民年金保険料も納付してくれていたと思うので、国民年金の加入当初である申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間である上、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みであり、厚生年金保険からの切替手続についても適正に行われている。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付は申立人の亡き母が行ってくれたとしているところ、その亡き母は保険料を完納している上、昭和48年度からは付加保険料も併せて納付していることから、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年12月17日に払い出され、43年*月*日に遡って国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できるが、この時点において申立人は学生であったことから、本来、申立期間においては任意加入対象者となるどころ、申立人の亡き母は国民年金保険料を納付することが可能な強制加入被保険者として手続していることから、納付意識が高かった申立人の亡き母が申立人の申立期間の保険

料を未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。